

心のバリアフリー推進事業に関する質問回答

No.	質問内容	回 答
1	業務仕様書4ページ、5ページ、7ページに記載されている「WEB版で掲載できる形式」とはどのような意味か。	ワードやエクセル、パワーポイントなど、府のホームページに掲載できる電子データという意味である。
2	業務仕様書6ページに記載されている「デモンストレーション研修」の実施先について、受託決定後、府と協議するのか。	受託決定後、改めて協議させていただきたい。
3	業務仕様書6ページに記載されている「デモンストレーション研修」の実施に当たり、提案事業者が講師を務める必要があるか。	デモンストレーション研修の講師は、受託事業者、外部の専門家(依頼)が想定される。 具体的な実施手法は、受託事業者でご判断いただく。
4	業務仕様書5ページに記載されている「現場責任者用教材を活用した講師・ファシリテーター向け研修プログラム」は、ファシリテーター用であれば、ワークショップでの実施など形態の提案が必要か。	プログラムに沿ってどのように研修を進めるか(講座形式かワークショップを盛り込むか等)の提案もいただきたい。
5	業務仕様書3ページに記載されている「<<参考>>事業スケジュール(イメージ)」中、成果物納品が12月と記載されているが、これは確定したスケジュールか。	<<参考>>事業スケジュールはあくまでイメージであり、成果物作成にかかる期間を踏まえてご提案いただきたい。
6	業務仕様書4ページ「イ 学習内容」中、「具体的な事例を盛り込むこと」について、大阪府ホームページに掲載されている「分野別 合理的配慮等の事例(商品・サービス分野)」を活用してよいか。	「具体的な事例」とは、「分野別 合理的配慮等の事例(商品・サービス分野)」のような一問一答の形ではなく、障がいのあるお客様へのサービス提供までの一連のプロセスで、事業者によく起こりうる誤った対応や障がい理解につながるポイントなどを盛り込んだ事例である。 大阪府では、相談事例の一部を「障がい者差別解消の取り組みと相談事例等の検証報告書」により毎年度公表しており、平成29年度報告書では「質的調査手法を用いた相談事例の検証」として、紛争に至った要因、紛争解決に係る今後の課題等も分析しているため、ご提案にあたり、参考にさせていただくことが可能である。 なお、教材に実際に盛り込む事例については、受託事業者決定後、府と協議のうえ検討を進めていただきたい。
7	業務仕様書7ページ「②事業者への周知について」の「試行実施」とは何か。	提案事項3の①「障がい理解促進に向けた啓発の手法及び内容」でご提案いただいた啓発物の周知手法をご提案いただき、その手法が効果的であるかを検証すべく、実際に事業者にて「試行」で周知いただきたい。
8	公募要領7ページ「(3)審査結果」について、全応募者に通知することだが、ホームページでも公表されるのか。また、提案内容も公表されるのか。	結果はホームページでも公表する。提案内容までは公表しない。